

（緊急制動表示灯）

第249条の2 緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第63条の3第3項の告示で定める基準は、制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては第247条第1項の規定を、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては前条第1項の規定を準用する。

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。